

## 令和元年 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第62号

令和元年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年6月4日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和元年第2回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

十

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

11番 大 西 樹 12番 松 下 一 美

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** それでは、一言御挨拶を申し上げます。本日は、令和元年第2回まんのう町臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本、臨時議会に上程させていただいておりますのは、議案1件、工事請負契約の締結についてでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

**○白川皆男議会運営委員長** 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

5月31日、午後2時より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成31年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午後2時26分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本日、即決することではいいんですけど、ちょっと現場を回ってどこをどうするのか、確認をしておきたい。ようわからんまま6,000万に近い金額の承認をするわけにはいかん、ということであります。審議をお願いします。

○田岡秀俊議長 委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 教育委員会の方から教育民生常任委員会の時に説明を受けておりますので、了解していただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、大西樹君、12番、松下一美君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

## 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成31年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））

**○田岡秀俊議長** 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結について（平成31年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事（建築））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程いたしました、議案第1号 工事請負契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成31年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事の建築

契約の方法、条件付き一般競争入札

契約金額、6,404万円 そのうち消費税額 474万4,000円

契約の相手方、枝園建設株式会社 代表取締役 枝園裕子でございます。

今回の契約は、昨年度に引き続き、昭和48年度に建設した仲南小学校の良好な教育環境の整備を図ることを目的として、大規模改修工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 教育次長兼学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** 平成31年度仲南小学校校舎棟等大規模改修工事、建築に関する入札執行内容および経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付き一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町および琴平町からなる、中讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が870点以上であること、構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨コンクリート造で、工事部分の延べ床面積が本工事と同等以上の建築物の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件とし

ております。

去る4月11日に入札の公告を行い、4月19日に参加受付を締め切り、審査の結果、8社および1共同企業体の参加資格を確認し、5月22日に入札を執行いたしました。

入札の結果、枝園建設株式会社が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上簡単ではございますが、経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 今回、大改修のあれで前回と同じ業者、設計士がするんで前回もちょっと問題点があったんで、今回はもう追加がでんように、できるかできんか、それを聞かなんだら反対の方にせないかんので。本契約、議会が通らなんだらいかんのやろ。ほんだから、今まで土木にしたって建築にしたって、いろいろ問題ばかりでるんで、入札の分も今後、丸投げするような業者はあらかじめ調べて、自分とこの業者が下請けで渡すのはかまんけど丸投げするような業者は、そういう問題は、まんのう町で一般から入ってきとんで丸投げするようなどこへはちょっと、考えて入札するようお願いするように、それ2点お願いします。

**○田岡秀俊議長** 学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** ただいまの合田議員の御質問にお答えします。

まず1点目でございますが、設計変更についてでございます。現時点では、現時点での設計に基づいて契約をしておりますので、変更はないものと考えております。ただし、施行中に例えば、壁とかの隠蔽部分を剥がした場合に、躯体のクラックが発生していることが判明して、その修繕が必要だと判断された場合には、設計変更が必要となってきます。この場合には、請負変更金額も変更が生じることから変更契約というのがありうるかと考えております。

それから2点目ですが、丸投げということでありまして、これについては法的にも禁止されておりますので、私どもが発注しているところでは、そういう丸投げはないと認識しておりますのでよろしく申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 再質問、7番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 今の答弁聞いたら、今、建物があつて悪いきん直すんやろ、それ設計士は、なんやかい見てから業者に全部渡しよるんやろ。それで、ひびがいとったとか、そんなもん今できている建物やったらわかるやろ。そんな答弁では、我々にはもう通用せん。今までになんぼ言うたって、同じことばかりの繰り返しで、建物がないとこやったら、

悪いとかいいとかわかるけど、大改修するところやったら部屋の中やったら全部見とるやろ。見とんやったら、その時に入札する時やって、最低金額から500万も高くなるとるやろ。追加がでるはずなかるうが。そこら辺のことが、我々聞きたいという。また、教育委員会のほかのことやけど、丸投げしとる業者もあるということが町民のほうから、ぼちぼち苦情がきよるので、追加いうもんはないようにしてもらわないかん。それと入札の時にちょっと調べて入札とるように。ほんで議会のほうになるべく、これからの工事の場合わかった時点で、はよこういうようにするあういうことをするというようなことを決めてほしいんで、そこらのことを聞いておきます。

**○田岡秀俊議長** 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** ただいまの合田議員の御質問にお答えします。

また繰り返しになるとおっしゃられるかもわかりませんが、先ほども申し上げましたが、設計時点で、例えば先ほどお答えした時に教室の壁とかを全部を剥がして調査するというのは現実的にできません。大規模修繕の時点で、施行中に壁、ようするにコンクリートに張り付けた壁なんかを剥がして改修をする時に、その裏にある躯体のコンクリートに例えばクラックが入っていた場合に、それが補修する必要があるとすれば、今回施行しなくてはならないということで設計増もありうると申し上げたところですので、どうか御理解をよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 7番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 今の答弁ちょっとおかしんやけど。コンクリートを剥がして直す。大改修するんやから、できて当たり前のことと違うん。そのために入札してすると違うん。設計士が出してきただけで、こんだけの平米数があって、その分だけで、業者にしたって全然わからんとして、設計士もいかげんな、現場見たら直さないかんとかわかるんと違うん。これはのけたら、こよになつとるんやきんそんだけいるというのはわかるとるはずや。それが、わからんいうのはおかしいんやけど。おかしいんちゃうん。悪いきにコンクリート剥がしてめげとったら直すの当たり前とちゃうん。そなん追加で、だすいうのは通らんで。今ごろ言うたって。

**○田岡秀俊議長** 学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** ただいまの合田議員の御質問にお答えします。

合田議員がおっしゃるように、コンクリートを直すのは当たり前とおっしゃられました。で、そのコンクリート事態がですね、例えば教室の壁であると、壁材を貼っているとする、設計段階でそれを全て剥がして設計するというのは、まず不可能だと思います。私が先ほど御質問にお答えしたのは、その壁を施行中に剥がした場合に、今はクラックとかが発生している所が調査してわかってますけども、その教室の中の壁の裏側にあるコンクリートにひょっとクラックが発生しているのが発見された場合に、それが修繕が必要となった場合には、その箇所が増加するので変更増になるので申し上げたわけです。したがって、設計書は数量があって単価があって金額が積み上がってますので、その部分の単価

が一つプラスになるということは金額も単価分が単純に言いますと増加をするので変更の場合がありうる、そういう説明を申し上げたのであって、今の時点で全てが調査できていることではありません。したがって、設計もいかげんな設計をしたていうのは語弊があるかと思っておりますので。今、調査できうる内容については調査をしている。ただ、施行中にでてきた分については、追加なりが必要であるとそういうふうに申し上げましたので御理解をよろしく願います。

**○田岡秀俊議長** 7番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 納得せいうたって納得できんのやけど。あのな、外部みたいなのやったら割れがきて、それ直さないかんのやけど、中はどういう仕上げにするんな。仕上げによって、ひびが割れとったって仕上げの内容によって、ペンキでも塗るんやったら、パテやななかいするん当たり前や。その仕上げによって。仕上がり表ができて、その下が悪い分やったら、今貼っているのを下のけてみたらが悪いんやったら、そこらのことを設計をする前にちょとは見とく必要があるんと違うんかということをや。追加はでんと思うんやけどな。おかしんじゃ。今ある建物の分やから、見れんいうのがおかしんやけど。仕上がり表をなににするかによって直すんやきに、直すのは当たり前のことや。なるべく追加のでんように。それだけ聞いておかないかんわ。

**○田岡秀俊議長** 学校教育課長、香川雅孝君。

**○香川教育次長兼学校教育課長** ただいまの合田議員の御質問にお答えします。

なるべく、変更が出ないようにというこでございます。私どもも変更設計、変更契約もなるべくしたくはないと思っておりますので、施行中に発生したということで、そこを修繕しなければいけない、先ほどから申し上げてはいますが、そういった場合が出た場合には、委員会等議員の皆様には御報告を適宜、申し上げたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 7番、合田正夫君。

**○合田正夫議員** 今、答弁した中で、それをする時には委員会のほうへ連絡する。それは、なるべく早よ頼むよ。今までみたいに最後に出すいうんでなしに。一旦、工事しよって出る場合は委員会のほうに言うてくれるように。ほんでなかったら、議会もやっぱり委員会は見に行ったりするのが、我々の仕事やきんな。なるべくええ仕事してもらわないかん。改修工事やきんな、ようならないかん、悪になったらいかん。そこら辺のことを十分検討してもらいたいと思います。よろしく願います。

**○田岡秀俊議長** 他に質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私は、小学校の改築の施行がされることは、全く全面的に賛同するし、町が積極的に資金調達して東京に集まったお金を本庁に還流させる積極財政論者であって公共施設の整備が運営内容を改善し地域活動を盛んにする。教育の内容を充実するとして、積極的にやってくれることを期待する立場であります。しかし、今日の議案になされてお

るのは、入札結果の一覧表であってですね施設の中身、どういう内容なのかの説明が全くあがってないわけで、これで賛成しろと言っても困る。確かに、教育民生常任委員会では説明は受けましたが、現場に行ってみるとわかんですよ。こういう、議案として出すときに、どれだけの資料を添付すべきなのか、これを執行部と議会の間でコンセンサス、明文化しておきたいと思うんです。学校教育課長の説明の中で、条件付き一般競争入札をやるんだ。丸亀何とかのこの地域に所在する事業者であって、経常共同企業体も認めると、そして870点以上の運用実績があって、専門職をこれだけ持っているという要件ですよ。この要件で入札した結構な話なんですけど、地元経済効果も考え今、学校教育課長が説明した資料が議案に添付されてないといかん。それと、業者選定の考え方、判断基準というのをあらかじめ議会に報告する手順があるだろうと思います。これは、地方自治法体系の欠陥だと思っています。予算審議と契約承認、2回が議会の出番であって、あとは運用に、任せとる。運用の担当者と議会の発言の仕方の説明の手順やタミングが違えば内容が異なるわけです。これが、公共事業発注を巡って、どうしてこんなに質疑応答が出るのかそこにあるわけでありまして、この手順を定めることができないか、という提案であります。例えば、この契約承認に至っては、この夏休みを前に発注せないかんから承認する以外に選択肢はほぼない。それはそれでいいんであります。しかし、このような施設をつくるんだという設置条例をつくり、どのような利用実績が認められるという計画書がつくられて、このような選考手順で選考判断基準でやるんだ。これを議会にあるタイミングで報告し意見を伺う、という手順があるように思います。制度研究であります。

十

大事なものは、設計コンサルに任せる設計コンサルの選び方、これ5,000万以下であれば我々の出番はない。設計コンサルに、こいな施設にするんや、こよにしてくれ、あよんしてくれ、設計コンサルにどのような注文をつけるかが施設の命運を決める。今回は、大規模改修でありまして、それは悪いとこ直したらいいんでありますけれども、そういう手続きを執行部と議会の間でつくるのが穏当で、建設事業者を育成し町民経済を活性化し住民の利用が増進するものになるか。

町長、問います。公共到達の一般ルールを研究すべきであります。これについて、町長はどう考えるのか。御答弁願います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えをいたします。非常に貴重な意見をいただきました。他の市町の例もありますので、調査研究をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします

**○田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 調査研究をしてみたいという答弁で、今具体的にしますとも言えませんし、もうちょっと内容を詰めないけませんね。議会の思惑ばかりではいかん。執行するほうが、やりやすい方法でないといかんし、建設や設計コンサルトの事業者の育成につながる、そっちにとっても、その調整もいりますから研究体制を組み上げてくれますか。

それだけ返事いただいたら、賛成の採決に加わりたいと思います。

研究体制の設立を求める。

**○田岡秀俊議長** 答弁、副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 指名審査委員会委員長の立場として、お答え申し上げます。今、町長が申しあげましたように、いろんな角度から研究して、そういう庁舎内で研究する組織を立ち上げてみる、そんなふうな努力をしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私、サンポートの国の施設から、県の体育館とか観音寺市庁舎、市民会館、それから丸亀市のいまやっている市役所とか坂出市役所とかの公共調達の手順を調べて専門誌に機構しました。それで、考えたことでありますが、丸亀市は公共調達基本条例をつくって、いまの地方自治法体験の中の明文化以上にどのような運営姿勢をみせるのかその運用計画をつくるというふうになっております。これを具体的、実質的にして合田さんが言うように、こういう時にこういう説明を聞いとるが聞いてないがという行き違いがないように、手順を踏めばいいんだろうと思います。我々、議会の意見を取り上げて、その研究チームを動かしてくれるのかどうなのか、このお答えをお願いします。

**○田岡秀俊議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 今の御意見を参考にして、先ほど申しあげましたような研究をしたいと思しますので、よろしく申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 他に質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これの対象者になるのが、ここへ申し込みは9社で、このエリアの中で何十社、何社あるにか、何社になるなか、といいますのは、たびたび出ておりますが追加の今日も質問ございます。これは、片や設計士がプロです。我々は、全くの素人です。しかし、我々の任務は別の問題があるんです。その施工業者も含めて、設計士、施工業者両社とも技術アップだけじゃなくて、我々はその誠意を持ってやれるかやれんかは、我々議会が判断していかなければいけない。工事自体はわかりません。プロにお任せしますが。そういう考えを持たないと、いいかげんにやられたんでは我々町民としても困る。だから、基本的に設計業者、施工業者が本当に誠意を持ってやれるような体制を議会は追及していくのが任務でありますから、そこら辺のことを踏まえて今後の対応をどうするのか。お願いします。

**○田岡秀俊議長** 答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。まず、業者選定の方法であろうかと思いますが、まず設計事務所に関しましては、旧の3町以来から満濃町でいろいろ実績のあった業者を中心に指名をいたしておりますし、施工業者につきましては4,000万を超える大規模工事につきましては、条件付き一般競争入札ということで執行いたしておるところであります。先ほども申しあげましたように、地域的には地元の産業を育ててい

十

こうということで、我々が組んでおります中讃広域の中をある程度の金額までは中讃広域の中で、まず業者を選ぼうということで選んでおりますし、その中でもしっかり誠意を持ってやっていただけるということで、過去にきっちとそういう実績がある業者、また実績がある監督を常駐させていただくのが条件に入れておりますし、経営審査の点数が870点以上ということを決めておりますが、これにつきましても経営審査は県の方でいろいろやっていただいております。その経営審査の項目の中には、会社の経理内容、技術者の数、機械の数、職員の数、また過去の県の工事におけるそれぞれの点数が加味された総合的な評価をされておりますので、それである程度、点数が以上のところは誠意を持ってやっていただけるというような判断で参加をしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私が言っておるのは、対象になる設計士ではなくて施工業者が何社あるのかと丸亀、多度津、善通寺、琴平、まんのうで。で、それも一点とんでいる。同時に我々は、町長の考えよくわかるんです。これは、いままでに例えば追加で出てくるのが、この設計者に任せたら、どういう方法で何回出てきたんや。この施工業者に任せるとのはこういうこと出てきたがというデータはお持ちなのかどうか。多分、持っておると思いますが、我々はまんのう町独自に判断しなければいけない、県の資料ばかりを基にやっていかん。当然、事務サイドですからどこの設計者がどういう、後から不備なところを指摘されるのか、施工業者がどういうことで見落とししたのか、そういう採点独自につくられませんか。でないと、お任せお任せでいたら全てお任せになってしまう。だから、追加のもんが何ぼでもどんどん出てくる。でないと、私は思っております。そこら辺の資料を、過去にやった資料をお持ちなのかどうなのか。ないとすれば、今後、どうするのか。どんなんですか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。まず、今回の条件付き一般競争入札で、この地域で何社あったということですが、町のほうで調べた中では、9社がこの工事に参加できるであろうと予想をしておりましたが、その9社ともが工事に参加していただきました。また、過去にも何回か改修工事はいろいろやっておりますので、その設計士がした時に、こういう追加があった何点あって金額はいくらでだった。また、施行業者が、この施工業者がした時に金額がいくらで、どの程度の変更があったかという仕様は全て、町のほうで揃えていますのでよろしく願います。

**○田岡秀俊議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** そうしますと、町の執行部サイドからいわすと資料は持っておるから、その資料も参考には絶えずしています。こういう認識のとらえ方でいいわけですね。いいわけですか。ということになると、あとの追加はできるだけ少なくあんまり出てくる可能性がないと、我々は判断しなければならない。どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。町としても過去のデータというのは持っております。あまり誠意がないひどい業者は、指名というか一般競争入札ですから、当然入ってくるかもわかりませんが、それは町のほうでも指摘はしていきたいと思えますし、今回の今まで議員さんのほうからいろいろ設計変更については御指摘がございました。100%ないとはいいきれませんが、極力ないように務めて参りますのでよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結について（平成31年度仲南小学校校舎棟  
十  
等大規模改修工事（建築））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+